

別表（第3条、第10条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額
介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能 障害2級以上の身 体障害者	腕、脚等の訓練の できる器具を付帯 し、原則として身 体障害者の頭部及 び脚部の傾斜角度 を個別に調整でき る機能を有するも の	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能 障害1級で常時介 護を必要とする身 体障害者（身体障 害児の場合は2級 を含む。）、及び 重度又は最重度の 知的障害者 （児）。ただし、 原則として3歳以 上の者	褥瘡の防止又は失 禁等による汚染又 は損耗を防止でき る機能を有するも の	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能 障害1級で常時介 護を要する身体障 害者（児）。ただ し、原則として学 齢児以上の者	尿が自動的に吸引 されるもので、身 体障害者（児）又 は介護者が容易に 使用し得るもの	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能 障害2級以上の身 体障害者（児） で、入浴に当たり	身体障害者（児） を担架に乗せたま まりフト装置によ り入浴させるもの	82,400円

		家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者		
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし原則として3歳以上のもの	介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円
自立生活支援	入浴補助用具	下肢又は体幹機能	入浴時の移動、座	90,000円

用具		に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すりつきのもので、ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者ただし、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を	60,000円 (手すり 5,400円)

		有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただ	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取	151,200円

		し、原則として学 齢児以上の者	替えに当たり住宅 改修を伴うものを 除く。	
火災警報器	障害等級2級以上 の身体障害者 (児)又は重度若 しくは最重度の知 的障害者(児)で あってそれぞれ火	室内の火災を煙又 は熱により感知 し、音又は光を発 し屋外にも警報ブ ザーで知らせ得る もの	15,500円	
自動消火器	災発生の感知及び 避難が著しく困難 な者。ただし、火 災発生の感知及び 避難が著しく困難 な者のみの世帯又 はこれに準ずる世 帯	室内温度の異常上 昇又は炎の接触で 自動的に消火液を 噴射し、初期火災 を消火し得るもの	28,700円	
電磁調理器	視覚障害2級以上 の視覚障害者で盲 人のみの世帯及び これに準ずる世帯 又は重度若しくは 最重度の知的障害 者で知的障害者の みの世帯及びこれ に準ずる世帯	視覚障害者又は知 的障害者が容易に 使用し得るもの	41,000円	
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上 の身体障害者 (児)。ただし、 原則として学齢児 以上の者	視覚障害者(児) が容易に使用し得 るもの	7,000円	

	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上 の聴覚障害者 (児)で聴覚障害 者(児)のみの世 帯及びこれに準ず る世帯	音、声音等を視 覚、触覚等により 知覚できるもの	87,400円
在宅療養等支 援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級 以上の身体障害者 (児)。ただし、 原則として3歳以 上の者	透析液を加温し、 一定温度に保つも の	51,500円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3 級以上又は同程度	身体障害者(児) が容易に使用し得 るもの	36,000円
	電気式たん吸 引器	の身体障害者 (児)であって、 必要と認められる 者		56,400円
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における 在宅酸素療法を行 う身体障害者 (児)		17,000円
	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキ シメーター)	人工呼吸器の装着 が必要な者	呼吸状態を継続的 にモニタリングす ることが可能な機 能を有し、障害者 等が容易に使用し 得るもの	157,500円
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上 の視覚障害者 (児)で盲人のみ の世帯及びこれに	視覚障害者(児) が容易に使用し得 るもの	9,000円

		準ずる世帯。ただし、原則として学 齢児以上の者		
	盲人用体重計	視覚障害2級以上 の視覚障害者で盲 人のみの世帯及び これに準ずる世帯	視覚障害者（児） が容易に使用し得 るもの	18,000円
情報・意思疎 通支援用具	携帯用会話補 助装置	肢体不自由又は音 声機能若しくは言 語機能障害であつ て、発声・発語に 著しい障害を有す る身体障害者 （児）。ただし、 原則として学齢児 以上の者	携帯式で、ことば を音声又は文章に 変換する機能を有 し、身体障害者 （児）が容易に使 用し得るもの	98,800円
	情報・通信支 援用具	上肢機能障害2級 又は視覚障害2級 以上の身体障害者 （児）	障害者向けのパー ソナルコンピュー ター周辺機器や、 アプリケーション ソフト 上肢機能障害者 （児） インテリ キー、ジョイステ ィック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、 画面音声化ソフト 等	100,000円
	点字ディスプ レイ	視覚障害及び聴覚 障害の重度重複障	文字等のコンピュ ータの画面情報を	383,500円

	害を有する（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上）身体障害者であって、必要と認められる者	点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による	85,000円

	以上の者	録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円
視覚障害者用 拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円

		困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等	笛式 8,100円

		の膜を振動させ、 ビニール等の管を 通じて音源を口腔 内に導き構音化す るもの	
		電動式 顎下部等にあてた 電動板を振動させ 経皮的に音源を口 腔内に導き構音化 するもの	電動式 70,100円
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能 若しくは言語機能 に障害を有する聴 覚障害者等又は外 出困難な身体障害 者（原則として2 級以上）であって コミュニケーション、緊急連絡等の 手段として必要性 があると認められ る者又はファックス被貸与者。ただ し、聴覚障害者等 又は身体障害者の みの世帯及びこれ に準ずる世帯	聴覚障害者等又は 身体障害者が容易 に使用し得るもの	新規設置 83,300円
			回線切換のみ 2,000円
ファックス （貸与）	聴覚又は音声機能 若しくは言語機能 障害3級以上の聴	聴覚障害者等が容 易に使用し得るもの	7,700円

		覚障害者等であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋	蓄便袋
			低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	月額 8,858円
			蓄尿袋	蓄尿袋

			低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	町長が別に定める。		